

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

新利根川沿岸地区十角排水機場耐震照査等業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|----------------------|------|------|-----|--------|----------------------|---|-----|-------------|----|-----|---|-------------------|------|---|
| 第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条 | <p>令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業新利根川沿岸地区十角排水機場耐震照査等業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書（案）によるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目 的) 第1-2条 | <p>本業務は、新利根川沿岸地区において、国営新利根川沿岸農業水利事業で整備された十角排水機場等について、レベル2地震動に対する施設の耐震性能照査等を行うものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (場 所) 第1-3条 | <p>本業務において対象となる位置は、茨城県稲敷市柴崎地内他で、別添位置図に示すとおりである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (土地への立入り等) 第1-4条 | <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、請負者の責任において処理するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一般事項) 第1-5条 | <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 請負者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (管理技術者) 第1-6条 | <p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" data-bbox="475 1509 1461 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1509 836 1547">資 格</th> <th data-bbox="836 1509 1099 1547">技術部門</th> <th data-bbox="1099 1509 1461 1547">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1547 836 1637">技術士</td> <td data-bbox="836 1547 1099 1637">総合技術監理</td> <td data-bbox="1099 1547 1461 1637">農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1637 836 1697">〃</td> <td data-bbox="836 1637 1099 1697">農 業</td> <td data-bbox="1099 1637 1461 1697">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1697 836 1758">博士</td> <td data-bbox="836 1697 1099 1758">農 学</td> <td data-bbox="1099 1697 1461 1758">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1758 836 1854">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td data-bbox="836 1758 1099 1854">農業土木</td> <td data-bbox="1099 1758 1461 1854">—</td> </tr> </tbody> </table> | 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | 博士 | 農 学 | — | シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | — |
| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 博士 | 農 学 | — | | | | | | | | | | | | | | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | — | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|----------------------|------|------|-----|--------|----------------------|---|-----|-------------|----|-------------------|---|-----------------------|------|---|
| (照査技術者) 第 1-7 条 | <p>1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 338 1461 725"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>農 業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する 学術部門</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務計画作成時 (2) 構造物劣化の評価時、耐震性能照査基本方針決定時 (3) 耐震性能照査完了時 (4) 耐震補強対策工法の概略検討完了時 (5) 報告書原稿作成段階 <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> | 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | 博士 | 当該業務に関連する 学術部門 | － | シビルコンサルティング マネージャー | 農業土木 | － |
| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 博士 | 当該業務に関連する 学術部門 | － | | | | | | | | | | | | | | |
| シビルコンサルティング マネージャー | 農業土木 | － | | | | | | | | | | | | | | |
| (担当技術者) 第 1-8 条 | <p>担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (配置技術者の確認) 第 1-9 条 | <p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (保険加入) 第 1-10 条 | <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------------|----------|-------|----------|---|------------------|-------------|---------|---|-----------------------|------------|---------|---|---------------------|------------|----------|---|------------------------------|-------------|--------|
| 第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条 | <p>この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 369 1460 712"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(公) 農業農村工学会</td> <td>平成27年5月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成30年5月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>道路橋示方書・同解説 V. 耐震設計編</td> <td>(公) 日本道路協会</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版</td> <td>(一社) 公共建築協会</td> <td>令和3年2月</td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 名 称 | 発 行 所 | 制定(改訂)年月 | 1 | 土地改良事業設計指針「耐震設計」 | (公) 農業農村工学会 | 平成27年5月 | 2 | 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 | 農林水産省農村振興局 | 平成30年5月 | 3 | 道路橋示方書・同解説 V. 耐震設計編 | (公) 日本道路協会 | 平成29年11月 | 4 | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版 | (一社) 公共建築協会 | 令和3年2月 |
| 番号 | 名 称 | 発 行 所 | 制定(改訂)年月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 土地改良事業設計指針「耐震設計」 | (公) 農業農村工学会 | 平成27年5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 | 農林水産省農村振興局 | 平成30年5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 道路橋示方書・同解説 V. 耐震設計編 | (公) 日本道路協会 | 平成29年11月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版 | (一社) 公共建築協会 | 令和3年2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (作業条件) 第2-2条 | <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本業務の対象とする各既設機場の施設の重要度区分は、A種とする。 (2) レベル1地震動の既設機場の構成要素ごとの耐震性能は「健全性を損なわない」とする。また、レベル2地震動の耐震性能は、杭基礎は「限定的な損傷に止める」、その他は「致命的な損傷を防止する」とする。 (3) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (4) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (5) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者と日程調整を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者 新利根川土地改良区（金江津排水機場、太田金江津用水機場、十余島用水機場） 豊田新利根土地改良区（十角排水機場） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (対象施設) 第2-3条 | <p>本業務の対象となる施設は、次のとおりである。</p> <p>なお、詳細については別紙1【対象施設諸元一覧表】のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十角排水機場 ・金江津排水機場 ・太田金江津用水機場 ・十余島用水機場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------|---------|-----|--------------------|-----|---|-----------|------------------------|--|--|-----|--|-----|--|-----|---|-----|--|-----|
| (貸与資料) 第 2-4 条 | <p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 271 1425 837"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 271 1310 327">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1310 271 1425 327">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 327 1310 376">国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌</td> <td data-bbox="1310 327 1425 376">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 376 1310 425">国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集</td> <td data-bbox="1310 376 1425 425">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 425 1310 474">国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面</td> <td data-bbox="1310 425 1425 474">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 474 1310 555">平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 474 1425 555">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 555 1310 636">平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 555 1425 636">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 636 1310 694">平成 25 度 国営施設応急対策事業 新利根川沿岸地区 用排水機場耐震性能照査業務</td> <td data-bbox="1310 636 1425 694">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 694 1310 775">令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 694 1425 775">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 775 1310 837">令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 伊崎排水機場他機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 775 1425 837">1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 この他、農業水利ストック情報データベースから施設の諸元情報等を把握するものとし、使用する ID 及びパスワード請負者申請の上で監督職員より配布する。</p> | | 貸 与 資 料 | 数量 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌 | 1 式 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集 | 1 式 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面 | 1 式 | 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | 平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務 | 1 式 | 平成 25 度 国営施設応急対策事業 新利根川沿岸地区 用排水機場耐震性能照査業務 | 1 式 | 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他機能診断業務 | 1 式 | 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 伊崎排水機場他機能診断業務 | 1 式 |
| 貸 与 資 料 | 数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 25 度 国営施設応急対策事業 新利根川沿岸地区 用排水機場耐震性能照査業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 伊崎排水機場他機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条 | <p>第 2-1 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務実施時点の最新版を用いることとし、改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (関連業務) 第 2-6 条 | <p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="464 1435 1425 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1435 552 1485">番号</th> <th data-bbox="552 1435 1139 1485">業務名</th> <th data-bbox="1139 1435 1425 1485">業務実施(予定)期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1485 552 1610">1</td> <td data-bbox="552 1485 1139 1610">令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 事業計画等策定業務</td> <td data-bbox="1139 1485 1425 1610">R7.5～R8.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1610 552 1733">2</td> <td data-bbox="552 1610 1139 1733">令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 新川幹線排水路等地質調査業務</td> <td data-bbox="1139 1610 1425 1733">R7.6～R7.12</td> </tr> </tbody> </table> | | 番号 | 業務名 | 業務実施(予定)期間 | 1 | 令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 事業計画等策定業務 | R7.5～R8.3 | 2 | 令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 新川幹線排水路等地質調査業務 | R7.6～R7.12 | | | | | | | | | |
| 番号 | 業務名 | 業務実施(予定)期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 事業計画等策定業務 | R7.5～R8.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区 新川幹線排水路等地質調査業務 | R7.6～R7.12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| <p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> | <p>本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙2【作業項目内訳表】に示すとおりである。</p> <p>(1) 準備作業 一式 (2) 構造物劣化の評価 一式 (3) 耐震性能照査 一式 (4) 耐震補強対策工法の概略検討 一式 (5) 照査 一式 (6) 点検とりまとめ 一式</p> |
| <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> | <p>耐震性能照査作業等の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条(2) 構造物劣化の評価にあたっては、第2-4条に示す貸与資料等により評価することとしているが、別途調査等が必要な場合は監督職員に協議するものとする。</p> <p>(2) 第3-1条(3) 耐震性能照査作業にあたっては、第2-4条に示す貸与資料等を活用し作業を行うものとする。 また、杭基礎耐震性能照査及び液状化の判定にあっても、関連業務等の成果及び第2-4条に示す貸与資料により作業するものとする。なお、作業実施にあたり別途土質調査等が必要な場合は監督職員に協議するものとする。</p> <p>(3) 第3-1条(4) 耐震補強対策工法の概略検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮するものとする。</p> <p>(4) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>(5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(6) 第2-4条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> |
| <p>(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条</p> | <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該</p> |

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| <p>第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条</p> | <p>当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期</p> <p>初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ(構造物劣化の評価時、耐震性能照査基本方針決定時) 第 3 回 中間打合せ(耐震性能照査完了時) 第 4 回 中間打合せ(耐震補強対策工法の概略検討完了時) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>(2) 打合せ場所 Web 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所とする。</p> |
| <p>第 5 章 技術提案書の取扱いについて 第 5-1 条</p> | <p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</p> |
| <p>第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条</p> | <p>成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R)により別途 1 部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>3. 要約版 1 部</p> |

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------------------|--|
| (成果物の提出先) 第 6-2 条 | 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 |
| 第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条 | 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (9) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (10) その他 |
| 第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条 | この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 |

別紙1【対象施設諸元一覧表】

| 施設名称・対象構造物 | 施設延長（規模） | | 備考 |
|------------------|--|----|--------|
| | 構造物の規模 | 数量 | |
| 十角排水機場 | | | |
| 建屋 | 鉄筋コンクリート造2階建、 建築面積466m ² | 1式 | 平成3年竣工 |
| 吸水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成3年竣工 |
| 杭基礎 | 鋼管杭 φ600mm L=24.0m | 1式 | 平成3年竣工 |
| 吐水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成3年竣工 |
| 杭基礎 | PHC杭 φ500mm L=25.0m | 1式 | 平成3年竣工 |
| 金江津排水機場 | | | |
| 建屋 | 鉄筋コンクリート造2階建、 建築面積605m ² | 1式 | 平成4年竣工 |
| 吸水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成4年竣工 |
| 杭基礎 | SC杭 φ450mm L=15.0m | 1式 | 平成4年竣工 |
| 吐水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成4年竣工 |
| 杭基礎 | PHC杭 φ600mm L=15.0m | 1式 | 平成4年竣工 |
| 太田金江津用水機場 | | | |
| 建屋 | 鉄筋コンクリート造2階建、 建築面積617m ² | 1式 | 平成4年竣工 |
| 吸水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成4年竣工 |
| 杭基礎 | PHC杭 φ500mm L=24.0m | 1式 | 平成4年竣工 |
| 十余島用水機場 | | | |
| 建屋 | 鉄筋コンクリート造2階建、 建築面積393m ² | 1式 | 平成4年竣工 |
| 吸水槽 | 鉄筋コンクリート造 | 1式 | 平成4年竣工 |
| 杭基礎 | PHC杭 φ500mm L=23.0m | 1式 | 平成4年竣工 |

別紙2【作業項目内訳表】

| 作業項目 | 作業内容 | 数量 | 十角排水機場 | 金江津排水機場 | 太田金江津用水機場 | 十余島用水機場 |
|------------------|---|----|--------|---------|-----------|---------|
| 1. 準備作業 | | | | | | |
| 1-1. 現地調査 | 耐震性能照査に必要な現地調査を行う。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1-2. 資料の検討 | 耐震照査に必要な基本情報を収集整理し、作業計画を確立する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 構造物劣化の評価 | 過去に実施した機能診断調査結果により、既設構造物の劣化を評価し現在の耐震性能を決定する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 耐震性能照査 | | | | | | |
| 3-1. 建屋 | 大地震動に対する二次設計により照査するものとし、要求される性能を各種基準・文献から整理し照査する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3-2. 吸水槽 | レベル2の地震動により照査するものとし、要求される性能を各種基準・文献から整理し照査する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3-3. 吐出水槽 | レベル2の地震動により照査するものとし、要求される性能を各種基準・文献から整理し照査する。 | 1式 | ○ | ○ | — | — |
| 3-4. 杭基礎 | レベル2の地震動により照査するものとし、要求される性能を各種基準・文献から整理し照査する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3-5. 液状化の判定 | 基礎における液状化発生の可能性について、簡易判定法により評価する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 耐震補強対策工法の概略検討 | 耐震補強対策工法の概略について比較検討し、レベル2地震時にNGとなる施設の概略耐震補強対策図の作成及び概略耐震補強工事費の算定を行う。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 照査 | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6. 点検とりまとめ | 成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。 | 1式 | ○ | ○ | ○ | ○ |